

租税特別措置法等（間接税等関係）の改正

目 次	
一 酒税関係の改正	3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長等…………… 722
1 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置等の段階的廃止等…………… 708	六 自動車重量税関係の改正
2 ウイスキー等に類似するスピリッツに係る承認制度の見直し…………… 714	1 クレジットカード等による自動車重量税の納付制度の創設…………… 722
3 輸出酒類販売場制度における免税購入対象者の範囲等に関する見直し…………… 715	七 印紙税関係の改正
二 たばこ税関係の改正	1 出資証券が非課税となる法人の範囲の拡充…………… 730
1 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の改正…………… 717	2 不動産の譲渡に関する契約書に係る印紙税の税率の特例措置の延長…………… 731
三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正	3 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長…………… 732
1 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定されている揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長…………… 718	4 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長…………… 733
四 石油石炭税関係の改正	八 その他間接税等関係の改正
1 輸入沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の延長…………… 719	1 輸出免税手続における帳簿への記載方法の見直し…………… 734
五 航空機燃料税関係の改正	
1 航空機燃料税の税率の特例措置の延長等…………… 720	
2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長等…………… 721	

一 酒税関係の改正

1 沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置等の段階的廃止等

(1) 改正前の制度の概要

沖縄県の区域内にある酒類の製造場のうち沖縄の酒税法の規定による免許を受けて復帰前から引き続き酒類を製造していたものとして所轄

税務署長の指定を受けた製造場（以下1において「指定製造場」といいます。）において製造された酒類で、令和4年5月14日までに、沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（沖縄県の区域以外の本邦の地域へ移出する目的で酒類の製造場から移出されるものは除かれます。）に係る酒税の税額は一定の割合で

軽減されており、その軽減割合は100分の20（単式蒸留焼酎（泡盛）にあつては100分の35）とされておりました（以下1において沖縄県産酒類に対する酒税の軽減措置を「本特例」といいます。）（旧沖特法80①一、旧沖特政令72）。

（注）本特例は、昭和47年5月に沖縄が本土に復帰するに際し、復帰前の沖縄における酒類の税負担を本土の酒類の税負担と比較すると総体として低い水準にあったという実情を踏まえ、酒税について復帰後直ちに本土の税制をそのまま適用するとした場合には、沖縄における一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響が大きいと考えられたことから、その影響を緩和するため、「沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律」（以下1において「沖特法」といいます。）により、復帰後5年間の措置として設けられました。

その後、昭和52年においては、本特例の適用期限を5年延長するとともに、税負担水準を段階的に本土並みに近づけていくための措置が講じられましたが、沖縄県の社会経済情勢等を考慮して、昭和57年度、同62年度、平成4年度、同9年度、同14年度、同19年度及び同24年度においては5年、平成29年度及び令和元年度においては2年、令和3年度においては1年、それぞれ適用期限が延長されてきたところです。

また、沖縄県の区域の全部又は一部の区域を地区とする酒販組合については、令和4年5月14日までは、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（以下1において「酒類業組合法」といいます。）における酒販組合の構成要件に関する規定及び構成要件を欠くこととなった酒販組合に対する解散命令に関する規定は適用しないこととされておりました（沖特政令110）。

（注）酒類販売業者については、酒類業組合法の規定により、酒販組合を設立することができるとされています。

その設立に際しては、組合員の総数がその地区内の組合員たる資格を有する者の総数の

3分の2以上であることが構成要件とされています（酒類業組合法14③）。

また、酒販組合がこの構成要件を欠くに至ったときは、財務大臣は、酒販組合に対して、その解散を命ずることができることとされています（酒類業組合法90二）。

（2）改正の背景等

本特例は、上記(1)のとおり、沖縄の復帰に伴い、本土税制の沖縄県における円滑な実施を図るための経過的な措置として講じられたものですが、沖縄の復帰50年を迎えるに当たって、内閣府を中心に、令和3年度末までとされている沖縄振興特別措置法や同法に基づく沖縄振興計画の今後の在り方について検討が行われる中で、これらに基づく各種施策の政策効果等の検証とともに沖特法に基づく本特例についてもその検証が行われ、また、本特例の今後の在り方についての検討が行われました。

また、与党においても、新たな沖縄振興の在り方について、本特例も含めて、関係業界や有識者などへのヒアリングが実施され、提言が取りまとめられました。

これらの与党による提言や内閣府による検証、検討においては、本特例について、

- ・ 「適切な効果把握に課題あり」
 - ・ 「事業者から自発的かつ積極的な提言がなされたことを受け止め、所要の見直しを行う必要がある。」
 - ・ 「ビール等及び泡盛の酒税の軽減措置を5年及び10年以内に段階的に廃止するとともに、酒造事業者の創意工夫を支援していく。」
- とされたところです。

これらを踏まえ、内閣府からは「沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等」を内容とする税制改正要望が提出されました。

（参考1）「沖縄振興の現状と課題」（令和3年3月26日）内閣府（抄）

IV 沖縄振興計画の総点検作業

【ロジックモデルによる政策分野別検証】

ロジックモデルによる施策の評価（②産業イノベーション関連）

施策及びその評価に関する論点

- ・ 税制措置（沖縄県産酒類の酒税軽減措置）については、一般消費者の酒税負担軽減を通じた酒造業者の経営の下支えに一定の効果は見られるものの、泡盛製造業界については営業利益率が減少していることを考え合わせると、当該税制措置の一義的な評価が困難であることから、最終アウトカムに対する適切な効果把握に課題あり

（参考2）「新たな沖縄振興に向けて（提言）」（令和3年8月3日）自由民主党 政務調査会 沖縄振興調査会（抄）

II. 政策課題への対応に当たり必要な措置等

5. 税制上の特例措置

I. で述べた特区・地域制度における税制や酒税の軽減措置を始めとする沖縄における各種の税制措置は、民間事業者等が活用すること等により、企業誘致、産業振興、雇用機会の創出、県民負担軽減等が図られ、沖縄の経済発展や不利性解消等において一定の役割を果たしてきている。

こうした税制措置について、これまでの成果等も踏まえ、沖縄の政策課題の解決に向け一層効果的なものとなるよう重点化や国の積極的な関与を含めて必要な見直しを行い、民間事業者等の自主的取組の支援や沖縄の不利性解消等に活用することが重要である。

酒税の軽減措置については、事業者から自発的かつ積極的な提言がなされたことを受け止め、所要の見直しを行う必要がある。

（参考3）「新たな沖縄振興策の検討の基本方向」

（令和3年8月24日）内閣府（抄）

13 その他

(1) 酒税の軽減措置の見直し

沖縄県産酒類の県内向け出荷量に係る酒税の軽減措置は、復帰後の県内酒造所に対する激変緩和措置として導入されたが、50年を迎え、県内酒造所を始めとする関係者から卒業に向けた見直しの提案が出されている。

このため、ビール等及び泡盛の酒税の軽減措置を5年及び10年以内に段階的に廃止するとともに、酒造事業者の創意工夫を支援していく。

令和4年度税制改正においては、このような背景等を踏まえ、本特例について、「沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例は、復帰50年を迎え、酒類製造業界から自発的かつ積極的な提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、酒類製造業への影響や予見可能性などを考慮して最長10年をかけて段階的に廃止する」（令和4年度税改正大綱（自由民主党・公明党））こととされ、本特例の廃止を含む「沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律案」が国会に提出され、衆議院、参議院ともに全会一致で可決・成立しました。

(3) 改正の内容

本特例については、今般の見直しにより、対象品目を単式蒸留焼酎とそれ以外の酒類とに区分し、さらに単式蒸留焼酎についてはその適用者を前年度の単式蒸留焼酎の県内課税移出数量に応じて3グループに分けた上で、その区分やグループに応じて段階的に軽減割合を縮減し、単式蒸留焼酎については令和14年5月14日まで、単式蒸留焼酎以外の酒類（ビール等）については令和8年9月30日までそれぞれ延長し、廃止することとされました（沖特法80①一、沖特政令72）。また、廃止に伴い、関係規定を削除することとされました。具体的には、次の①～⑤

本特例の段階的廃止等の概要

単式蒸留焼酎（泡盛）

前年度県内 課税移出数量	改正前	改正後				
	～R4年 5月14日	R4年 5月15日～	R6年 5月15日～	R8年 5月15日～	R11年 5月15日～	R14年 5月15日
1,300kℓ超	▲35%		▲25%	▲15%	▲5%	廃止
200kℓ超～ 1,300kℓ以下			▲30%	▲20%	▲10%	
200kℓ以下		▲35%				

単式蒸留焼酎以外の酒類（ビール等）

改正前	改正後		
～R4年5月14日	R4年5月15日～	R5年10月1日～ <ビール類税率見直し>	R8年10月1日 <ビール類税率統一>
	▲20%	▲15%	廃止

のとおりです。

また、酒販組合に関する経過措置については、今後、適用が見込まれないことから、令和4年5月14日の期限到来をもって、その適用期限を延長しないこととされました（沖特政令110）。

① 本特例の段階的廃止等（単式蒸留焼酎）

適用期限を令和14年5月14日まで延長し、令和6年5月15日以後の期間における軽減割合については、その年度の開始前1年間における本特例の適用を受けた単式蒸留焼酎（以下1において「前年度特例適用単式蒸留焼酎」といいます。）の移出数量が200kℓを超え1,300kℓ以下の場合にあっては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は100分の30、令和8年5月15日から令和11年5月14日までの間は100分の20、令和11年5月15日以後は100分の10とし、前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量が1,300kℓを超える場合にあっては、令和6年5月15日から令和8年5月14日までの間は100分の25、令和8年5月15日から令和11年5月14日までの間は100分の15、令和11年5月15日以後は100分の

5とされました（沖特政令72①八～十三）。

② 本特例の段階的廃止等（単式蒸留焼酎以外の酒類）

適用期限を令和8年9月30日まで延長し、令和5年10月1日から令和8年9月30日までの間における軽減割合については100分の15とされました（沖特政令72①八～十一）。

③ 手持品課税及び手持品戻税の規定の整備

酒税やたばこ税等の個別間接税の税率引上げに際しては、従来から、流通段階にある在庫に対して新旧税率により計算した税額の差額を調整するため、在庫に課税する手持品課税が行われてきています。現在も段階的な実施期間中にある酒税改革（平成29年度税制改正）においても手持品課税が実施され、併せて税率引下げの対象となる酒類で流通段階にある在庫についても新旧税率により計算した酒税額の差額を調整する措置として手持品戻税が実施されています。

他方、本特例の適用を受けた酒類で、沖縄県の区域内にある酒類の製造場又は保税地域以外の場所にある在庫については、酒税法に

定められた税率（所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号。以下1において「平成29年度改正法」といいます。）附則において定められているものを含みます。）により計算した手持品課税等（手持品課税及び手持品戻税）に係る酒税額と異なり、本特例により軽減されることを踏まえた酒税額とする必要があることから、平成29年度改正法附則による手持品課税等の対象とはせず、沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置に関する政令（以下1において「沖特政令」といいます。）の規定により同様の手持品課税等を行うこととされています。

今般、本特例の見直しにより、本特例の適用対象酒類のうち酒税改革による税率改正の対象となる酒類が含まれる単式蒸留焼酎以外の酒類については、酒税改革の第二段階の実施日である令和5年10月1日にその軽減割合の縮減が行われるとともに、酒税改革の第三段階の実施日である令和8年10月1日に本特例を廃止することとされたことから、手持品課税等を実施することとされ、酒税改革の第二段階及び第三段階の実施日（令和5年10月1日及び令和8年10月1日）に、酒税改革の実施による税率の変更も踏まえた本特例の縮減・廃止に伴う新旧の税額の差額を調整する手持品課税等に係る規定が設けられました（沖特法82、沖特政令89）。

具体的には、酒税改革の第二段階及び第三段階の実施日（令和5年10月1日及び令和8年10月1日）に、沖縄県の区域内にある酒類の製造場又は保税地域以外の場所において、本特例の適用を受ける一定の酒類を販売のため所持する酒類の製造者又は販売業者に対して、当該酒類が当該実施日の前日（令和5年9月30日及び令和8年9月30日）に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるも

のとした場合における本特例により軽減された後の酒税額と、当該酒類が当該実施日（令和5年10月1日及び令和8年10月1日）に沖縄県の区域内にある酒類の製造場から移出されるものとした場合における酒税額（令和5年10月1日にあつては本特例により軽減された後の酒税額）との差額に相当する額について、手持品課税等が行われます。ただし、令和8年10月1日については、酒税改革による税率改正と本特例の廃止が同日に実施されることにより、同日に移出されるものとした場合における酒税額が同年9月30日に移出されるものとした場合における本特例により軽減された後の酒税額を下回る酒類がないため、手持品課税のみが行われることとなります。

手持品課税等に係る申告期限や申告書の提出方法など措置の詳細は、酒税改革の第二段階及び第三段階において実施される手持品課税等のものと同様です。

④ その他

イ 相続等の場合の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の特例の創設

指定製造場における酒類の製造について、相続等によりその営業の全部又は一部の承継があつた場合には、当該相続等をした者は、本特例に係る指定を受けた者とみなすこととされています。この場合における当該相続等をした者の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算については、当該相続等前に当該製造場から移出された単式蒸留焼酎は、当該相続等をした者が移出したものとみなすこととされました（沖特省令16の2）。

相続があつた場合の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の計算例は、次のとおりです。

年度	本特例の適用を受けて移出した単式蒸留焼酎の移出数量		相続人の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量
	被相続人の移出分	相続人の移出分	
X - 1 年度	330kℓ	—	
X 年度（相続があった年度）	200kℓ	150kℓ	330kℓ
X + 1 年度		360kℓ	350kℓ
X + 2 年度		380kℓ	360kℓ

ロ 未納税移出酒類に係る特例の創設等

指定製造場で製造された酒類で、本特例の軽減割合が縮減される令和5年10月1日、令和6年5月15日、令和8年5月15日若しくは令和11年5月15日又は本特例が廃止される令和8年10月1日若しくは令和14年5月15日のいずれかの日（以下1において「軽減措置の変更等があった日」といいます。）前に未納税移出の規定の適用を受けて移出された酒類（軽減措置の変更等があった日に当該酒類を移出したものとした場合における酒税額が、当該酒類が移出された日における酒税額を超えることとなるものに限り、）について、軽減措置の変更等があった日以後に条件不履行があり、酒税が課されることとなるときは、その徴収される酒税額はその酒税が課されることとなる日に当該酒類を移出する場合の税額によることとされました（沖特政令73、令和14年沖特政令改正令附則2③）。

本措置は、税率改正の際に未納税移出の規定を利用してその税額差を不当に利得するような場合（税率引上げ前に意図的に未納税移出を行っておくことで、条件不履行による未納税移出の不適用により税率引上げ前の税率の適用を受けようとする場合な

ど）が生じないように配慮したものであり、従来から個別間接税の税率引上げの際には同様の措置が講じられています。

⑤ 関係規定の削除

本特例の全てが廃止される令和14年5月15日に、本特例の関係規定を削除することとされました。削除の対象となる規定は以下のとおりです。

- ・ 酒税の軽減措置に関する規定（沖特法80①一、80⑥～⑧、沖特政令72、沖特省令16）
- ・ 相続等の場合の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の特例に関する規定（沖特省令16の2）
- ・ 未納税移出酒類に係る特例に関する規定（沖特政令73）
- ・ 酒税に係る差額課税^(注)に関する規定（沖特法81④⑤、沖特政令87④⑤、沖特省令25③、26、26の2）
- ・ 手持品課税等に関する規定（沖特政令89）

（注）「酒税に係る差額課税」とは、本特例の適用を受けて沖縄県の区域内に移出された酒類を、当該区域以外の本邦の地域へ移出するために船舶等に積み込む場合に、その積み込みをした者に対して、本特例により軽減された酒税に相当する金額を課税する制度です。本特例の廃止に伴い、酒税に係る差額課税についても令和14年5月15日に廃止することとされました。

(4) 適用関係等

本特例は、沖特法に基づくものですが、措置の具体的な内容は沖特政令に規定されています。

令和4年度税制改正においては、事業者の予見可能性を担保する観点等から、税制改正大綱で示されたすべての措置内容を今般の改正法令に盛り込むこととされました。

具体的には、次表のとおりです。

法令名等	措置内容
<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和4年法律第7号）（以下1において「沖振法等改正法」といいます。）第5条の規定（沖特法の一部改正） ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第153号）（以下1において「令和4年沖特政令改正令」といいます。） ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（令和4年財務省令第26号）（以下1において「令和4年沖特省令改正省令」といいます。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例の適用期限の延長と段階的縮減（単式蒸留焼酎以外の酒類についての本特例の廃止を含みます。） ・ 相続等の場合の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の特例の創設 ・ 手持品課税等の規定の整備 ・ 未納税移出酒類に係る特例の創設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖振法等改正法第6条の規定（沖特法の一部改正） ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部を改正する政令（令和4年政令第173号）（以下1において「令和14年沖特政令改正令」といいます。） ・ 沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する省令の一部を改正する省令（令和4年財務省令第38号）（以下1において「令和14年沖特省令改正省令」といいます。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本特例の関係規定の削除 ・ 未納税移出酒類に係る特例の経過措置

(注) 沖振法等改正法、令和4年沖特政令改正令、令和4年沖特省令改正省令は令和4年3月31日に公布されており、令和14年沖特政令改正令、令和14年沖特省令改正省令は令和4年4月8日に公布されています。

上記改正のうち、(3)①②の本特例の適用期限の延長と段階的縮減、(3)④イの相続等の場合の前年度特例適用単式蒸留焼酎の移出数量の特例の創設、(3)④ロの未納税移出酒類に係る特例の創設については令和4年4月1日から施行されており、(3)③の手持品課税等の規定の整備については令和5年10月1日から施行されます（沖振法等改正法附則1、令和4年沖特政令改正令

附則1、令和4年沖特省令改正省令附則）。また、(3)④ロの令和14年5月15日からの未納税移出酒類に係る特例の経過措置、(3)⑤の関係規定の削除については、令和14年5月15日に施行されます（沖振法等改正法附則1二、令和14年沖特政令改正令附則1、令和14年沖特省令改正省令附則）。

2 ウイスキー等に類似するスピリッツに係る承認制度の見直し

(1) 改正前の制度の概要等

日本産酒類については、国税庁において、国際交渉を通じた輸入国の関税や規制の撤廃・地理的表示（GI）の保護の取組みに加え、国際的なプロモーション活動や酒類総合研究所による技術的支援のほか、中小企業に対する経営改善等に向けた支援など、様々な施策が行われているところ。

こうした取組みもあり、日本産酒類については、輸出金額が10年連続で過去最高を記録するなど好調に推移している中、政府は農林水産物・食品の輸出額を令和7年までに2兆円、令和12年までに5兆円とする目標を掲げており、その達成に向けて官民一体となって輸出促進等に取り組んでいるところ。

好調な日本産酒類の輸出の中には日本産のウイスキーも含まれていますが、こうした状況において、単式蒸留焼酎製造業者の一部からは、木製の容器に貯蔵した着色度合いの高い焼酎の製造・販売を可能としてはどうかとの意見が出されていました。

このような木製の容器に貯蔵した焼酎等やウイスキー等に類似するスピリッツの製造等については、他の品目との境界を明らかにするため、関係業界の要望や執行上の必要性なども踏まえつつ、酒税の取締りや保全上の観点から、その製造をしようとするときは事前に税務署長の承認を要することとしているところ（旧酒規17一）。また、その承認に当たっては、こうした酒類に対する消費者の誤認防止にも資するよ

うこれらの酒類の品目間の特性の違いを表す指標として着色度を運用基準として定め、一定の着色度以下の場合等に限って承認を行っているところ（いわゆる着色度に係る制限）。

上述のような意見について、蒸留酒類の輸出促進をはじめとした更なる振興を図る観点から関係団体間での調整に向けた議論が行われた結果、「スピリッツについてウイスキー等との誤認防止のための取扱いの整備を前提に着色度規制の見直しを求める」ことで関係団体間が一致したこと受け、国税庁から、「ウイスキー等に類似するスピリッツの製造承認制度に係る関係規定の見直しを行うこと」を内容とする税制改正要望が提出されました。

(2) 改正の内容

今般の見直しにより、ウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツについて、その承認を要する時期を製造時から移出時に見直すとともに、専らウイスキー又はブランデーに使用するものと同様の表示をしているか否かを誤認防止のための要件として設け、そうした表示をしていない場合には、その承認の運用基準である着色度に係る制限を撤廃することとされました。その際、当該スピリッツが専らウイスキー又はブランデーに使用するものと同様の表示をしている場合については、より厳しい基準を適用させることとなるため、新たに政令に規定する承認を要する場合の対象とすることとされました（酒令56③三、酒規17一）。

具体的な承認の基準については、法令解釈通達として国税庁から「酒税法及び酒類関係法令等解釈通達の一部改正について（令和4年3月31日課酒1-27）」が発遣されており、酒類製造者が、香味、色沢その他の性状がウイスキー又はブランデーに類似するスピリッツを酒類の製造場から移出しようとするときに、専らウイスキー又はブランデーに使用するものと同様の表示をしている場合には、当該スピリッツがウイスキー又はブランデーであると誤認させるお

それがあることから承認を受けられないこととされ、そのような表示をしていない場合には、着色度に係る制限が撤廃されたことにより着色度によらず承認を受けられることとされましたが、当該スピリッツの表示における誤認防止の観点から品目の表示などに関する基準を満たしているものに限り、承認を受けられることとされました。また、制度を円滑に施行させる観点から、一定期間、アルコール分制限が設けられ、段階的にアルコール分制限を緩和する運用をすることとされています。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和5年4月1日以後に酒類の製造場から移出するスピリッツに適用されず（酒令改正令附則①③、酒規改正省令附則①②）。すなわち、同日以後に酒類の製造場から移出されるスピリッツについては、その移出にあたって、改正後の承認制度における移出承認を受ける必要があります。

3 輸出酒類販売場制度における免税購入対象者の範囲等に関する見直し

(1) 改正前の制度の概要等

酒類製造者が輸出酒類販売場（消費税の輸出物品販売場の許可を受けた酒類の製造場であること等の要件に該当する販売場として、当該酒類の製造場の所在地を所轄する税務署長の許可を受けた酒類の販売場をいいます。以下3において同じです。）において訪日外国人旅行者等に対して一定の手続（以下3において「免税販売手続」といいます。）により酒類を販売した場合には、当該酒類に係る酒税を免税とする制度（いわゆる「酒蔵ツーリズム免税制度」）が設けられています（旧措法87の6）。

この場合の免税販売手続においては、酒税の免税の適用を受けるための要件の一つとして、訪日外国人旅行者等は、輸出酒類販売場を経営する酒類製造者に対して旅券等を提示し、その旅券等に記載された情報を提供しなければなら

ないこととされてきました（旧措令46の8の2②）。さらに、訪日外国人旅行者等の在留資格によっては、海外に在住していることや日本国内で就労していないことについて、書類で確認する必要が生じていました。

また、輸出酒類販売場において免税酒類（輸出酒類販売場を営む酒類製造者が自ら製造等をした酒類であって消費税の輸出物品販売場制度の適用を受ける酒類をいいます。以下3において同じです。）を購入した訪日外国人旅行者等が、購入した免税酒類を出国時まで輸出しないときには、その者の出港地を所轄する税関長がその者から、免税酒類について免除された酒税額に相当する酒税を直ちに徴収（以下3において「即時徴収」といいます。）することとされています（旧措法87の6③）。

本特例については、上述のとおり、免税酒類を購入できる対象者（以下3において「免税購入対象者」といいます。）は訪日外国人旅行者などの非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいいます。以下3において同じです。）とされてきましたが、輸出酒類販売場において購入者が免税購入対象者であるか否かの確認について、対象者によってはその証明書類の確認が煩雑になっており、免税購入対象者とその確認書類を明確化することにより免税販売手続を円滑化することを求める声がありました。

このため、観光庁から、免税購入対象者の範囲を旅券等で容易に確認が可能な短期滞在者等に見直すことを内容とする税制改正要望が提出されました。

(2) 改正の内容

消費税法における輸出物品販売場制度に係る見直しと同様に次の①～③の見直しが行われました。

(注) 消費税法における輸出物品販売場制度に係る見直しについては、前掲「消費税法等の改正」の「二 外国人旅行者向け消費税免税制

度（輸出物品販売場制度）の見直し」をご参照ください。

① 免税購入対象者の範囲の見直し

免税購入対象者は、非居住者のうち、以下の者とするものとされました（措法87の6①）。

- ・ 日本国籍を有しない者の場合は、出入国管理及び難民認定法第14条から第18条までに規定する上陸の許可（寄港地上陸許可、船舶観光上陸許可、通過上陸許可、乗員上陸許可、緊急上陸許可、遭難による上陸許可）を受けて在留する者又は外交、公用、短期滞在のいずれかの在留資格をもって在留する者
- ・ 日本国籍を有する者の場合は、国内以外の地域に引き続き2年以上住所又は居所を有することにつき、在留証明又は戸籍の附票の写し（最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものに限ります。）により確認がされた者（措令46の8の2①、措規37の4①）

② 旅券等に係る情報の提供に関する見直し

現在、CIQ業務（税関、入管、検疫）等の手続のデジタル化を通じ、入国者の利便性向上と業務の効率化を実現する観点からデジタル庁により「Visit Japan Web」（ウェブサービス）が提供されています。この「Visit Japan Web」の活用を念頭に、免税購入対象者は、輸出酒類販売場を営む酒類製造者に対して旅券等に係る情報を提供する際に、デジタル庁が整備及び管理をする情報システムにより旅券等に係る情報が表示されたスマートフォンなどの通信端末機器の画面を提示することにより旅券等に係る情報の提供を行うことができることとされました（措令46の8の2③）。

③ 即時徴収等を行う場合の税関長権限の委任規定の創設

免税購入対象者が、本邦からの出国の日までに購入した免税酒類を輸出しないときに、その出港地を所轄する税関長がその免税購入

対象者から酒税の即時徴収等を行う場合の税関長の権限について、当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関官署（税関支署、税関出張所、税関支署出張所、税関監視署、税関支署監視署）の長に委任できるととされました（措法87の6⑬、措令46の8の7①）。委任の対象となる税関長の権限は次のとおりです。

- 亡失に係る承認（措法87の6③）
- 即時徴収（措法87の6③）
- 即時徴収する酒税に関する次の権限
 - ・ 賦課決定（通法33③による読替後の通法32①～④）
 - ・ 口頭による賦課決定の通知（通法33④）
 - ・ 納税の告知（通法45①による読替後の通法36）
 - ・ 繰上請求（通法45①による読替後の通

法38①②）

- ・ 滞納処分（通法45①による読替後の通法40）
- ・ 国税の徴収（通法43①ただし書）
- ・ 徴収の引継ぎ（通法43④）
- ・ 徴収の引継ぎ時の納税者への通知（通法43⑤）

(3) 適用関係

上記(2)③の改正は令和4年4月1日から施行されています（改正法附則1）。また、上記(2)①の改正は令和5年4月1日以後に輸出酒類販売場を営む酒類製造者が免税購入対象者に対して販売する免税酒類の移出について適用され（改正法附則1四、53）、上記(2)②の改正は令和5年4月1日から施行されます（措令改正令附則1二）。

二 たばこ税関係の改正

1 入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置の改正

(1) 改正前の制度の概要

保税地域から引き取られる製造たばこのうち、令和4年3月31日までに、本邦に入国する者がその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入する紙巻たばこ（免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量のものに限られます。）に係るたばこ税の税率は、1,000本につき14,500円とされていました（旧措法88の2）。また、たばこ特別税についての入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこに係る特例税率は、1,000本につき500円とされています（財源確保法8②）。したがって、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、たばこ税及びたばこ特別税を合わせて、1,000本につき15,000円の税額となっています。

なお、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこについては、地方のたばこ税は課されず、また、入国者が携帯又は別送して輸入する紙巻たばこのうち、本特例の適用を受ける紙巻たばこについては、租税特別措置法の規定により消費税が課されないこととされています（措法86の3）。

(参考) 入国者が携帯して輸入する紙巻たばこについて、免税となる数量を超えて商業量に達するまでの数量については、昭和62年3月末までは、通関時における納税手続の簡素化等を図る観点から、関税及び内国消費税の税率を総合したものを基礎として算出されていた簡易税率が関税定率法に定められており、これを適用することとされていました。

紙巻たばこについては、昭和61年の日米たばこ協議合意に基づき、昭和62年4月から、紙巻たばこに対する関税が無税とされたこ

とに伴い、それまで入国者が携帯して輸入する紙巻たばこに適用されていた関税定率法に基づく簡易税率が適用できなくなりましたが、入国者に係る通関事務が円滑に行われることの重要性に変化はないことから、昭和62年度税制改正において、関税の簡易税率の代替措置として、「入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例措置」が租税特別措置法に設けられました。

(2) 改正の内容

本特例については、紙巻たばこに係る関税の無税化が関税暫定措置法により1年ごとの措置

とされていることから、本特例の適用期限も関税暫定措置法の改正に併せて1年ごとに延長されてきました。

令和4年3月31日に期限が到来する本特例の適用期限については、令和4年度税制改正においても、紙巻たばこに係る関税を無税とする関税暫定措置法の暫定税率の適用期限が1年延長されることに併せて、令和5年3月31日まで1年延長することとされました（措法88の2①）。

(3) 適用関係

上記の改正は令和4年4月1日から施行されています（改正法附則1）。

三 揮発油税及び地方揮発油税関係の改正

1 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律に規定されている揮発油税及び地方揮発油税の軽減措置の延長

(1) 制度の趣旨等

沖縄が本邦に復帰する前（昭和47年5月15日前）の沖縄における間接税の課税物品の税負担を本邦と比較すると、沖縄は総体として低い水準にありました。このような実情を踏まえ、間接税について、復帰後直ちに本邦税率を適用すると、沖縄県における一般消費者の生活や産業経済に及ぼす影響が大きいと考えられたことから、その影響の緩和を図る観点から復帰後5年間は、原則として復帰前の負担水準を維持する措置が講じられました。

昭和52年度税制改正において、本措置について、5年間の期限延長を行うとともに、段階的に負担水準を本土並みに近づけていくための措置が講じられましたが、昭和57年度以降の税制改正においては、沖縄県の社会経済情勢等を考慮して、負担水準の見直しは行わず、それぞれ5年間の延長措置が講じられました。

平成24年度税制改正において、沖縄県の社会

経済情勢等を考慮しつつ、沖縄におけるガソリン価格の平準化及びガソリン価格の引下げ効果等の検証を行う観点から、延長期間を5年から短縮し、3年間の延長措置が講じられました。

平成27年度税制改正において、沖縄県の最近の社会経済状況及び県民生活の実態、ガソリン価格の引下げ効果等の検証の結果を踏まえ、その適用期限が5年延長され、令和2年5月14日までの措置とされました。

令和2年度税制改正において、沖縄県の最近の社会経済状況及び県民生活の実態、ガソリン価格の引下げ効果等を踏まえ、その適用期限を延長することとされましたが、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画が令和3年度末までの計画であり、その期限において、同法に基づく他の税制措置と併せ本措置の効果等についても検証されることから、延長期間を2年とし、令和4年5月14日までの措置とされました。

これらの経緯を経て、沖縄県の区域内にある揮発油の製造場から移出され、又は保税地域から引き取られる揮発油については、揮発油税及び地方揮発油税が軽減されています（旧沖特法80①三）。

(2) 改正前の制度の概要

昭和55年5月15日から令和4年5月14日までの間における揮発油税及び地方揮発油税の税率は、本土における両税の合計額（1klにつき53,800円）に538分の468を乗じて計算した金額（1klにつき46,800円）とすることとされてきました（旧沖特政令74）。

(3) 改正の内容

本措置は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図ること

を目的としており、これまでも沖縄の産業振興、県民生活の安定・向上に大きく寄与してきているところですが、本年5月14日の適用期限の到来に際しては、沖縄県の最近の社会経済状況及び県民生活の実態、ガソリン価格の引下げ効果、2050年カーボンニュートラルや2030年度における温室効果ガス▲46%目標との関係等を踏まえ、その適用期限を2年延長し、令和6年5月14日までの措置とすることとされました（沖特法80①三、沖特政令74）。

四 石油石炭税関係の改正

1 輸入沖縄発電用特定石炭等に係る石油石炭税の免税措置の延長

(1) 制度の趣旨等

平成15年度税制改正において、石炭が石油石炭税の課税対象に追加されましたが、輸入石炭のうち、沖縄の発電用途のものについては、

- ① 需要規模が小さく原子力発電が困難であること、
- ② 水力発電も限定的であり、また、本土の電力システムを利用した広域融通ができないこと、といった沖縄県の特殊な電力事情等に配慮し、沖縄振興の観点から、石油石炭税の免税措置が講じられました。本措置については、租税特別措置法に規定されるとともに、沖縄振興特別措置法において、同法上の特例措置と位置づけられています。

平成19年度税制改正において、他の沖縄振興特別措置法に基づく租税特別措置と同様に、5年間の延長措置が講じられました。

平成24年度税制改正において、環境問題への適応及びエネルギー供給源の多様化によるエネルギーセキュリティの向上等を図る観点から、液化天然ガスを燃料とした火力発電が開始されることに伴い、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を図るために、本措置の対象に液化

天然ガスが追加されました。また、本措置による電気料金の引下げ効果等の検証を行う観点から、延長期間を5年から短縮し、3年間の延長措置が講じられました。

平成27年度税制改正において、電気料金の引下げ効果の検証の結果等を踏まえ、その適用期限が5年延長され、令和2年3月31日までの措置とされました。

令和2年度税制改正において、電気料金の引下げ効果等を踏まえ、その適用期限を延長することとされましたが、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画が令和3年度末までの計画であり、その期限において、同法に基づく特例措置である本措置の効果等についても検証されることから、延長期間を2年とし、令和4年3月31日までの措置とされました（旧措法90の4の3、旧沖振法65②）。

(2) 改正前の制度の概要

沖縄発電用特定石炭等（電気事業法による発電事業者が沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する液化天然ガス又は石炭をいいます。）を保税地域から引き取ろうとする者が、その保税地域の所在地の所轄税関長の承認を受けて、その沖縄発電用特定石炭等を引き取るときは、その引取りに係る石油石炭税を免除

することとされてきました(旧措法90の4の3)。

(3) 改正の内容

本措置については、電気料金の引下げ効果、

2050年のカーボンニュートラル実現に向けた国際的な情勢等を踏まえ、その適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までの措置とすることとされました(措法90の4の3、沖振法64)。

五 航空機燃料税関係の改正

1 航空機燃料税の税率の特例措置の延長等

(1) 改正前の制度の概要等

平成23年度税制改正において、航空業界のグローバル競争が激化する中で、平成23年度から3年間を「集中改革期間」と位置づけ、航空会社のコスト削減や航空行政の改革(徹底的なオープンスカイの推進、首都圏空港の機能強化等)を行い、我が国航空会社の国際競争力を強化していくこととされ、その施策の一環として、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税について、その税率を航空機燃料1kl当たり18,000円(本則26,000円)に軽減する措置が講じられました。

その後、平成26年度税制改正及び平成29年度税制改正においては国内航空ネットワークの回復・充実を図る観点からその適用期限がそれぞれ3年延長され、令和2年度税制改正においては航空会社各社が国内ローカル路線の充実に加えて、令和2年に開催が予定されていた東京オリンピック・パラリンピックを契機として訪日外国人旅行者の地方誘客を拡大するため、新しい施策や利用者利便向上につながる投資等に集中的に取り組むこととしていることを踏まえ、こうした取組みを後押しする観点から、その適用期限が延長されました。これらの取組みは短期間で集中的に行われる必要があることや沖縄振興特別措置法の適用期限)を踏まえ、その延長期間は2年とされ、令和4年3月31日までの措置とされました。

(注1) 航空会社各社は、平成26年度税制改正の際、国内ローカル路線の目標運航回数(平成28年度:約64.8万回/年)を設定し、それを行動目標として国内航空ネットワークの充実に向けて取り組み、利用者利便の向上を図ることとしていましたが、平成29年度税制改正及び令和2年度税制改正の際にも目標未達であったことから、引き続き同様の目標が掲げられていました。

(注2) 「国内ローカル路線」とは、幹線(新千歳空港、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、福岡空港、那覇空港を相互に結ぶ路線)以外の路線をいいます。

令和3年度税制改正において、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、過去に例を見ない規模での航空需要の大幅な減少が続く中、航空ネットワークの維持や、2030年の訪日観光客6,000万人目標達成に向けた新たな投資等を支援する観点から、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に限り、その税率を航空機燃料1kl当たり9,000円(改正前:18,000円)に引き下げることとされました(旧措法90の8)。

(参考) 上記の税制上の措置のほか、国内線に係る着陸料、停留料及び航行援助施設利用料についても軽減措置が講じられました。

(2) 改正の内容

本措置については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、過去に例を見ない規模での航空需要の減少が継続しており、航空会社の経営状況は一定の改善はみられるものの、新た

な変異株の発生等もあり依然として厳しい状況にある中で、引き続き航空ネットワークを維持・確保し、2030年訪日外国人旅行者6,000万人の政府目標達成等に向けて需要回復後の成長投資を下支えする観点から、その税率を航空機燃料1kl当たり13,000円（改正前：9,000円）とすることとされ、その適用期限を1年延長し、令和5年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の8）。

（参考） 上記の税制上の措置のほか、国内線に係る着陸料、停留料及び航行援助施設利用料についても軽減措置が講じられています。

2 沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長等

(1) 改正前の制度の概要等

平成9年度税制改正において、沖縄振興策の一環として、沖縄の重要な産業の一つである観光の一層の振興を図る観点から、本土一那覇路線（本土一沖縄本島間）の航空運賃引下げのための措置として、空港使用料の引下げ及び航空会社による協力とともに、当該路線航空機に平成14年3月31日までに積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kl当たり15,600円（本則の5分の3）に軽減する措置が講じられ、平成11年度税制改正において、一層の沖縄振興を図る観点から、航空運賃の更なる引下げに資するため、その税率が更に引き下げられ、1kl当たり13,000円（本則の2分の1）とされました。

その後、平成14年度税制改正及び平成19年度税制改正においてはその適用期限がそれぞれ5年延長され、平成22年度税制改正においては旅客便に限定されていた本措置の対象に貨物便が追加され、平成23年度税制改正においては「航空機燃料税の税率の特例措置」の創設に伴い、本措置の税率を1kl当たり9,000円とする見直

しが行われました。

また、平成24年度税制改正においては本措置の対象への本土一宮古島、石垣島又は久米島間の航路（那覇経由便を除きます。）の追加と2年間の延長措置が、平成26年度税制改正においては本措置の対象への沖縄県の区域内の各地間を航行する航空機の追加と3年間の延長措置が、平成29年度税制改正においては3年間の延長措置が、それぞれ講じられ、令和元年度税制改正においては本措置の対象に下地島と沖縄県以外の本邦の地域（離島振興法に規定する離島振興対策実施地域に含まれる離島等を除きます。）との間を航行する航空機が追加されました。

令和2年度税制改正において、沖縄振興特別措置法に基づく沖縄振興計画が令和3年度末までの計画であり、その期限において、同法に基づく特例措置である本措置の効果等についても検証されることを踏まえ、その適用期限が2年延長され、令和4年3月31日までの措置とされました。

令和3年度税制改正において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に限り、航空機燃料税の税率が1kl当たり9,000円に引き下げられたことに伴い、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率については、その軽減割合（本則の2分の1）に応じて1kl当たり4,500円とすることとされました（旧措法90の8の2）。

(2) 改正の内容

1の改正により航空機燃料税の税率が1kl当たり13,000円とされたことに伴い、沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率については、その軽減割合（本則の2分の1）に応じて1kl当たり6,500円（改正前：4,500円）とすることとされ、その適用期限を1年延長し、令和5年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の8の2）。

3 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置の延長等

(1) 改正前の制度の概要等

平成11年度税制改正において、離島については本土との地理的な隔絶性等の特殊事情があり、離島住民の生活の安定を図る上で航空交通の安定的な確保について政策上の配慮が求められていたこと等に鑑み、2年間の措置として、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率を1kℓ当たり19,500円（本則の4分の3）に軽減する措置が講じられ、その後、期限の到来に伴い適用期限が延長されました。

平成23年度税制改正において、「航空機燃料税の税率の特例措置」が創設されたことに伴い、本措置の税率を1kℓ当たり13,500円とする見直しが3年間の措置として講じられ、その後、平成26年度税制改正及び平成29年度税制改正において、それぞれ3年間の延長措置が講じられました。

令和2年度税制改正において、航空機燃料税に係る他の軽減措置と併せ、その適用期限が2年延長され、令和4年3月31日までの措置とされました。

令和3年度税制改正において、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間に限り、航空機燃料税の税率が1kℓ当たり9,000円に引き下げられたことに伴い、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率について

は、その軽減割合（本則の4分の3）に応じて1kℓ当たり6,750円とすることとされました（旧措法90の9）。

（注）「特定離島路線」とは、離島（その地域の全部又は一部が離島振興法の規定により指定された離島振興対策実施地域に含まれる島、奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島の区域に含まれる島及び沖縄振興特別措置法に規定する離島をいいます。）と本邦の地域との間の路線（沖縄路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置が適用される路線を除きます。）のうち、旅客の運送の確保を図ることが離島の住民の生活の安定に資するために特に必要なものとして、国土交通大臣が財務大臣と協議して指定した路線及び離島と成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港又は大阪国際空港との間の路線をいいます（旧措法90の9、措令50の4、特定離島路線の指定に関する告示（平成11年3月運輸省告示第173号））。

(2) 改正の内容

1の改正により航空機燃料税の税率が1kℓ当たり13,000円とされたことに伴い、特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る税率については、その軽減割合（本則の4分の3）に応じて1kℓ当たり9,750円（改正前：6,750円）とすることとされ、その適用期限を1年延長し、令和5年3月31日までの措置とすることとされました（措法90の9）。

六 自動車重量税関係の改正

1 クレジットカード等による自動車重量税の納付制度の創設

(1) 制度創設の背景等

自動車重量税の納付手続については、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時

までに、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書に貼り付けて国土交通大臣等（国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長又は軽自動車検査協会をいいます。）に提出することにより納付する方法のほか、自動車検査証の交

付等又は車両番号の指定の申請又は届出を自動車保有関係手続のワンストップサービス（以下「OSS」といいます。）によりオンラインで行う場合には、国土交通大臣等から得た納付情報により、インターネットバンキングやATMを利用して納付する方法が可能となっていました（旧自重法10の2、旧自重規3）。

申請方法	納付方法
窓口での書面申請	自動車重量税印紙による納付
OSSでのオンライン申請	インターネットバンキング等による納付

今般のコロナ危機において、書面・押印・対面を前提とした我が国の行政運営スタイルの脆弱性があらわとなったことを受け、これまでとは違う次元で行政サービスのデジタル化を推進することが求められています。

デジタル化を進めるに当たって、まずは、書面・押印・対面を前提とした行政運営スタイルを改め、国民や事業者が、書面・押印・対面を求められることなく、オンラインで行政手続を行うことを選択できるようにする必要があることから、それらを実現するための方策の一つとして、「規制改革推進に関する答申」等において、行政手数料等の支払いのキャッシュレス化の推進を図るべきとの方針が示されました。

こうした方針を受け、運輸支局等の窓口での納付方法が印紙に限られている検査登録手数料や自動車重量税について、国土交通省において見直しの検討が行われ、その結果「自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針」（以下「基本方針」といいます。）が取りまとめられました。

基本方針では、「運輸支局において支払う検査登録手数料と自動車重量税について、事前登録によるクレジットカードでの一括決済を実現」、「QRコード決済をはじめとしたその他の支払い手段についても順次拡大」等の対応を行うこととされました。

自動車重量税については、上述のとおり、オ

ンライン申請の場合に限り、インターネットバンキング等による納付が可能となっていますが、基本方針等を踏まえ、申請者利便の更なる向上やデジタル・ガバメントの実現を図る観点から、窓口での書面申請の場合も含め、クレジットカード等によるキャッシュレス納付を可能とすることとされました。

（注1） 国税の納付については、国税通則法により既にクレジットカード等によるキャッシュレス納付が可能となっていますが、クレジットカード等による納付が可能なものは、所得税、法人税、消費税など「納付書を添えて納付」することとされているものであり、印紙を貼り付けて納付するなど納付書を添えて納付されないもの（自動車重量税等）については対象外とされています。

（注2） 自動車検査登録手数料のキャッシュレス納付については、情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（令和4年法律第39号）に基づき行われることとなります。

（参考1） 規制改革推進に関する答申（令和3年6月1日規制改革推進会議決定）（抄）
II 各分野における規制改革の推進
6. デジタルガバメントワーキング・グループ

今般のコロナ危機において、書面・押印・対面を前提とした我が国の行政運営スタイルの脆弱性があらわとなったことを受け、これまでとは違う次元で行政サービスのデジタル化が推進されている。デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）が成立し、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決するために極めて重要であることが示され、デジタル庁の設置など、行政及び社会のデジタル化を推進していくための枠組みは急速に整備

されつつある。

一方で、ワーキング・グループの議論で明らかになったように、各府省の現実の取組は、単に紙をデジタルに置きかえるに留まる事例など、デジタル化を進めるに当たって十分でないものも多い。既存の帳票をベースとするのではなく、業務に必要なデータを標準化し、これに基づいて業務を根本的に見直した上でシステム構築を行うなど、「デジタル・ガバメント実行計画」等に示されたデジタル化の方針を現場レベルで徹底していくことが求められている。

デジタル化を進めるに当たって、まずは、書面・押印・対面を前提とした行政運営スタイルを改め、国民や事業者が、書面・押印・対面を求められることなく、オンラインで行政手続を行うことを選択できるようにすることが求められる。

窓口での申請と比較して使いやすく便利なシステム（行政サービス）を提供すれば、オンライン利用率は向上する。サービスの改善度合いや国民の満足度等を客観的に測るものさしとしてはオンライン利用率を用いることが適当であり、各府省は、オンライン利用率を成果指標として位置付け、利用者にとっての利便性を向上させる視点を基本に据えて、行政サービス改革に取り組むべきである。その際には、利用者からのフィードバックを随時受け入れながら、スピード感を保持して反映されるようなサイクルを構築して絶えず改善を続けなければならない。

多くの申請がある行政手続において、紙による手続とオンラインの手続が併存する場合、社会全体としてデジタル化のメリットを十分に生かすことができない。将来的には、デジタル化のメリットを100%享受できるよう、全ての申請がデジタルで行われ、処理される「デジタルオン

リー」社会を実現すべきである。利用者の目線に立っても、デジタルの利用を強制されるという側面から考えるのではなく、全てのデジタル化のメリットを活用できる社会を目指すべきと言える。現時点で、直ちにこれを実現する基盤が整っていないことは否定できないため、まずは「デジタルファースト」の取組を進め、蓄積された優良事例の横展開を図りつつ、デジタル社会の基盤整備に政府として全力を挙げて取り組む必要がある。その上で、行政手続が全てオンラインで申請等される社会を実現すべく、可能なものから順次、「デジタルオンリー」に向けた取組を具体的に進めるべきである。

デジタル化は、バックオフィス連携や複数の省庁にまたがる複数の手続のワンストップ化等のように、手続を所管する各府省の取組だけで実現するものではない。司令塔たるデジタル庁（IT室）を含め、各府省が、連携しつつ、デジタルガバメントの実現に向けた基盤整備・環境整備に取り組むことが求められる。

特にデジタル庁（IT室）については、これまでIT室が示してきた一般的な方針が、必ずしも個別の行政システム及び行政サービスに徹底されてこなかったことを踏まえ、各府省の体制強化を含め、各府省の取組に対する働きかけを抜本的に強めることが求められる。

（参考2） 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）（抄）

II 分野別実施事項

1. デジタルガバメントの推進

(2)書面・押印・対面の見直し

<No3 キャッシュレス化の推進>

- a 各府省は、支払い件数が1万件以上の手続等について、オンライン納付（インターネットバンキング、クレジットカード、口座振替等1以上）

を導入する。

- b 各府省は、以下の①又は②に該当する手続等のうち、窓口支払い件数が1万件以上のもの及びそれと同じ窓口で手続等が行われるものについて、窓口における現金又はキャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコードの1以上）による納付を可能とする。

- ①オンライン納付に対応せず、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の

納付証明書提出を含む）に限られる手続等

- ②オンライン納付に対応していても、窓口支払い（印紙払い、金融機関等の納付証明書提出を含む）が多く残ると見込まれる手続等

- c デジタル庁は、行政の手続における手数料等について、キャッシュレス（クレジットカード、電子マネー、QRコード）による納付を可能とするために必要な制度整備を行う。

（参考3）

自動車検査登録手続の窓口業務フロー見直しに向けた基本方針（令和3年7月20日）

<課題>

申請・審査

- ① 窓口での検査登録手数料・自動車重量税の支払いが印紙に限られている。
- ② 運輸支局では、複数箇所（運輸支局、税事務所等）での支払いが発生。
- ③ 紙の申請書（OCRシート）や添付書類の提出が必要。
- ④ 申請書の確認を目視で行うため、審査に手間と時間がかかる。
- ⑤ 待ち時間が長い上、手続の進捗状況が分からない。
- ⑥ 人員不足のため、窓口業務と並行して申請相談等の電話対応を行う必要。

文書管理等

- ⑦ 申請書や印紙が貼付された納付書を、紙媒体のまま倉庫で保管。
- ⑧ 申請書類に係る外部からの照会への対応が手作業のため大きな負担。

<対応施策>

1. 支払い窓口業務のキャッシュレス化・合理化

- (1) 運輸支局において支払う検査登録手数料と自動車重量税について、事前登録によるクレジットカードでの一括決済を実現（※法律事項（税法の所管は財務省））。
令和4年通常国会に向けて、令和4年度税制改正プロセスでの検討を予定
- (2) (1)以外の支払いについても、将来的に支払いの一元化をできるよう目指す。
実現時期は調整中
- (3) QRコード決済をはじめとしたその他の支払い手段についても順次拡大。
実現時期は調整中
- (4) キャッシュレス納付手段を有さない申請者への対応のため、多様な支払い方法を可能とする措置ができ次第、印紙による支払いを廃止。
実現時期は調整中

2. 申請から文書管理までの一貫したデジタル化・業務効率化

- (5) PC/スマートフォンの画面入力により申請書を作成するサイトを導入。
令和4年のできるだけ早期に実施予定
- (6) PC/スマートフォン等を活用したデジタル方式での申請を推進し、運輸支局への来訪は車検証交付時から。その際には、マイナンバーカードやIC車検証（令和5年1月導入）を活用し、情報入力の省力化を実施。
実現時期は調整中
- (7) 法務局（登記事項証明書、戸籍謄抄本）等との情報連携により、添付書類のデジタル化を推進。
実現時期は調整中
- (8) 手数料差別化、スマートフォンのカードリーダー化の実現により、デジタル方式での申請へのシフトを加速し、業務標準化を実現。
実現時期は調整中
- (9) AIチャットボット等を導入し、単純な問い合わせに即時的に対応するとともに、高度な問い合わせには人による案内とする等、効率的な運用改善を行う。
実現時期は調整中
- (10) 保管データに対する検索機能の導入。
実現時期は調整中
- (11) 審査状況確認システムを順次導入し、手続の進捗状況を「見える化」する。
令和4年のできるだけ早期に実施予定

(2) 改正の内容

① 納付受託者に対する納付の委託等

イ 納付受託者に対する納付の委託

自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者は、納付しようとする自動車重量税額が利用するクレジットカード及び第三者型前払式支払手段による

取引等（以下「クレジットカード等」といいます。）によって決済することができる金額以下である場合であって、電子情報処理組織（インターネット）等を使用して行う納付受託者（下記②イ参照）に対する通知に基づき納付しようとするときは、納付受託者に納付を委託することができること

とされました（自重法10の3①、自重規4）。

（注1）「第三者型前払式支払手段による取引等」とは、資金決済に関する法律第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引をいい（自重規4二）、いわゆる〇〇payなどがこれに該当します。

（注2）「納付受託者に対する通知」に必要な事項は、

- ・ クレジットカードにより納付する場合には、クレジットカードの番号、有効期限その他クレジットカードの決済に必要な事項、
- ・ 第三者型前払式支払手段による取引等により納付する場合には、第三者型前払式支払手段による取引等の業務を行う者の名称その他第三者型前払式支払手段による取引等による決済に関し必要な事項、

とされています（自重規4）。

ロ 納付の委託を受けた場合における延滞税の取扱い

納付受託者が自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の上記イの委託を受けたときは、その委託を受けた日にその自動車重量税の納付があったものとみなして、延滞税に関する規定が適用されます（自重法10の3②）。

（注）「委託を受けた日」は、具体的には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者に対して、その委託を受けた旨の通知（自重規9①）をした日となります。

これは、自動車重量税は自動車検査証の交付等を受ける時又は車両番号の指定を受ける時までに納付しなければならないとされていますが、例えば、クレジットカードによる納付の方法で納付する場合には、納付受託者が委託を受けたとしても、実際に国庫に納付されるのは納付受託者が納付し

た時点となるため、期限後納付となってしまいます。そこで、クレジットカード等による納付を行う場合には、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者（納税者）にあっては納付の委託により納付する意思表示がされており、納付受託者にあっては納付の委託を受けることにより納付義務が生じる態様を踏まえ、国庫に入る時点が期限後であっても、延滞税の規定の適用に当たっては、納付受託者が委託を受けた日にその自動車重量税の納付があったものとみなすこととし、その間の延滞税は課さないこととするものです。

延滞税の額は、法定納期限の翌日からその国税を完納する日までの期間の日数に応じて、未納の税額に一定割合を乗じた金額となります（通法60）。クレジットカードによる納付の場合、納付受託者に納付の委託をしたときに納付されたものとみなして、延滞税の計算が行われます。

ハ 納付の事実の確認

国土交通大臣等は、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行うときは、自動車重量税の納付の事実を確認しなければなりません（自重法11）が、クレジットカード等による納付の場合には、納付受託者が委託を受けたとしても、実際に国庫に納付されるのは納付受託者が納付した時点となるため、自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を行う時点で納付の事実の確認を行うことができません。そのため、納付受託者が委託を受けた場合には、納付受託者が納付したという情報が、国土交通大臣等が管理するシステム上のファイルに記録されたときに、納付の事実を確認することとされました（自重規14）。

（参考）道路運送車両法では、自動車重量税が納付されていないときは自動車検査証の交付等をしないこととされており、クレジットカード等による納付の場合

は、上述のとおり、実際の国庫への納付は事後となることから、それまで自動車検査証の交付等ができなくなってしまう事態が生じる可能性があります。

こうした事態を回避するため、自動車重量税法の改正に併せて道路運送車両法の改正を行い、「納付されていないとき」からクレジットカード等による納付の場合を除くこととしました。

② 納付受託者の指定等

イ 納付受託者の指定要件

納付受託者は、納付事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められる者であり、かつ、一定の要件に該当する者として国土交通大臣が指定するものをいい、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の委託を受けて、クレジットカード等による納付事務を行うことができます（自重法10の4①）。

この納付受託者の指定に係る「一定の要件」は、次の要件とされています（自重令8）。

(イ) 納付受託者として納付事務を行うことが自動車重量税の徴収の確保及び納税者の便益の増進に寄与すると認められること

(ロ) 納付事務を適正かつ確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものとして一定の基準を満たしていること

この一定の基準については、指定代理納付者として道府県税又は都税の納付に関する事務処理の実績を有する者その他これらの者に準じて納付事務を適正かつ確実に遂行することができるものと認められる者であることとされています（自重規5）。

(注) 「指定代理納付者」とは、道府県税等の歳入の納付に関する事務を適切かつ

確実に遂行することができる者として地方公共団体の長が指定をした者をいい（地方自治法231の2の3①）、現行の地方税における納付手続のうちクレジットカード等による納付に関する事務を行う者とされています。

ロ 納付受託者の指定手続

納付受託者として国土交通大臣の指定を受けようとする者は、その名称及び住所又は事務所の所在地を記載した申出書を国土交通大臣に提出する必要があります（自重規6①）。この申出書には、定款、登記事項証明書並びに最終の貸借対照表、損益計算書及び事業報告又はこれらに準ずるもの（以下「定款等」といいます。）を添付しなければならないこととされています（自重規6②）。

ただし、国土交通大臣がインターネットにおいて定款等の内容を閲覧し、かつ、その内容を記録することができる場合については、その添付の必要はありません（自重規6②ただし書）。

国土交通大臣は、上記の申出書の提出があった場合において、納付受託者として指定をしたときはその旨を、指定をしないこととしたときはその旨及びその理由を、それぞれその申出書を提出した者に通知することとされています（自重規6③）。また、国土交通大臣は、納付受託者の指定をしたときは、その名称、住所又は事務所の所在地及びその指定をした日を公示しなければならないこととされています（自重法10の4②、自重規7）。

(注) 納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の前日から起算して60日前の日又はその変更を決定した日の翌日から起算して14日後の日のいずれか早い日まで、その旨を記載した届出書を国土交通大臣に提出する必要があります。

す（自重法10の4③、自重規8）。この届出があったときは、国土交通大臣はその届出に係る事項を公示することとされています（自重法10の4④）。

ハ 納付受託者の指定の取消し

国土交通大臣は、納付受託者の指定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができ（自重法10の7①）、また、納付受託者の指定を取り消したときは、その旨を公示し（自重法10の7②）、その旨及びその理由をその指定の取消しを受けた者に通知することとされています（自重規13）。

- (イ) 上記②イの指定要件に該当しなくなったとき
- (ロ) 下記③ロ又は④ロの報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- (ハ) 下記④イに違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
- (ニ) 下記④ハの立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

③ 納付受託者の納付義務等

イ 納付受託者の納付義務

納付受託者は、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の委託を受けたときは、次の区分に応じてそれぞれの日までに納付する必要があります（自重法10の5①、自重令9）。

- (イ) 毎月の1日から15日までの期間内に納付の委託を受けた自動車重量税 その月の16日から起算して7取引日（収納機関（日本銀行及び国税の収納を行うその代理店をいいます。）の休日以外の日を含みます。以下同じです。）を経過する日
- (ロ) 毎月の16日から末日までの期間内に納付の委託を受けた自動車重量税 委託を

受けた月の翌月の初日から起算して7取引日を経過する日

(参考) 例えば、令和4年8月1日から15日までの期間内に委託を受けた場合の納付日は令和4年8月24日、令和4年8月16日から31日までの期間内に委託を受けた場合の納付日は、令和4年9月9日になります。

(注) 納付受託者は、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の委託を受けたときは、その旨を電子情報処理組織（インターネット）を使用してその者に通知し（自重規9①）、また、納付の委託を受けた自動車重量税の納付に関する情報を保存する必要があります（自重規9②）。

ロ 納付受託者の報告義務

納付受託者は、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の委託を受けたときは、遅滞なく、電子情報処理組織（インターネット）等を使用してその旨及びその年月日を国土交通大臣に報告する必要があります（自重法10の5②、自重規10）。

ハ 納付受託者からの徴収等

国土交通大臣等は、納付受託者が委託を受けた自動車重量税の額の全部又は一部を納付していない事実を納付受託者の納付日（上記③イの日）後に知ったときは、遅滞なく、納付受託者の住所又は事務所の所在地の所轄税務署長に対し、その旨及び一定の事項を通知することとされています（自重法13③）。この通知を受けた税務署長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその通知に係る自動車重量税を納付受託者から徴収することとされ（自重法14②）、その納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額についてその自動車重量税に係る自動車検査証の交付等を受ける者又は車

両番号の指定を受ける者から徴収することができないものとされています（自重法14③）。

（注）「一定の事項」は、納付受託者の住所又は事務所の所在地及び名称、自動車の使用者の住所及び氏名又は名称、納付受託者が委託を受けた自動車重量税の額、その税額のうち未納の金額、その自動車重量税の納期限、自動車登録番号、車両重量、その他参考となるべき事項等とされています（自重規16②）。

自動車重量税が未納の場合、本来はその納付義務を負っている自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者に対して滞納処分を行うこととなりますが、クレジットカード等による納付においては、自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者に納付義務は残っているものの、納付受託者にあつては納付の委託を受けることにより納付義務が生じる態様を踏まえ、未納となっている自動車重量税について納付の委託がされている場合には、まずは、納付の委託を受けた納付受託者に対して滞納処分を行うこととされるものです。そして、滞納処分を行っても徴収できない場合でなければ自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者からは徴収できないこととし、納税者の保護を図っています。

また、納付受託者が自動車検査証の交付等を受ける者又は車両番号の指定を受ける者の委託を受けたときは、上記①ロのとおり、その委託を受けた日に自動車重量税の納付があつたものとみなして、延滞税に関する規定を適用することとされており、納税者に本税以外の税負担を求めない仕組みとなっています。

④ 納付受託者の帳簿保存等の義務

イ 納付受託者の帳簿保存義務

納付受託者は、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならないこととされています（自重法10の6①、自重規12一・別紙第1号書式）。

ロ 納付受託者に対する報告要求

国土交通大臣は、納付委託制度に関する規定を施行するために必要があると認めるときは、その必要な限度で、納付受託者に対し、報告をさせることができることとされています（自重法10の6②）。この場合には、国土交通大臣は、納付受託者に対し、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示するものとされています（自重規11）。

ハ 納付受託者に対する立入検査等

国土交通大臣は、納付委託制度に関する規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、納付受託者の事務所に立ち入り、納付受託者の帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができることとされています（自重法10の6③）。この立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示する必要があります（自重法10の6④、自重規12二・別紙第2号書式）。

(3) 適用関係

上記(2)の改正は、令和4年4月1日から施行されます（改正法附則1、改正自重令附則、改正自重規附則①）。なお、自動車重量税のクレジットカードによる納付は令和5年1月から運用が開始される予定です。

七 印紙税関係の改正

1 出資証券が非課税となる法人の範囲の 拡充

(1) 制度の概要

印紙税は、経済取引等に伴う文書の作成・行使の背後には経済的利益が存在すると推定されること等から、各種の契約書、有価証券、定款、預貯金証書、保険証券、金銭又は有価証券の受取書など、印紙税法別表第1に掲げる20種類の課税文書に対して軽度の負担を求めています。

印紙税の課税物件を定めた印紙税法別表第1では、第4号文書として出資証券を掲げ、1通につき券面金額の区分に応じ印紙税が課されていますが、日本銀行その他特別の法律により設立された一定の法人（個人又は零細な農林・漁業者、中小商工業者などの特定の者のみにより構成される協同組織法人等）が作成する出資証券については、その設立を支援する観点から、非課税とされています。

(参考) 旧印紙税法施行令（昭和42年政令第108号）（抄）

（出資証券が非課税となる法人の範囲）

第25条 法別表第一第四号の非課税物件の欄に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 二 漁業共済組合及び漁業共済組合連合会
- 三 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 四 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 五 信用金庫及び信用金庫連合会
- 六 森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会
- 七 水産業協同組合

八 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会

九 中小企業等協同組合

十 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人

十一 農林中央金庫

十二 輸出組合及び輸入組合

十三 労働金庫及び労働金庫連合会

(2) 改正の背景等

生活との調和を保ちつつ、意欲・能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等に鑑み、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織（労働者協同組合及び労働者協同組合連合会）の設立を可能とするための法律（労働者協同組合法）が、議員立法として令和2年12月4日に成立し、同月11日に公布されました（令和4年10月1日施行）。

(参考) 労働者協同組合法（令和2年法律第78号）

（抄）

（目的）

第1条 この法律は、各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就労する機会が必ずしも十分に確保されていない現状等を踏まえ、組合員が出資し、それぞれの意見を反映して組合の事業が行われ、及び組合員自らが事業に従事することを基本原理とする組織に関し、設立、管理その他必要な事項を定めること等により、多様な就労の機会を創出することを促進するとともに、当該組織を通じて地域における多様な需要に応じた事業が行われることを促進し、もって持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを目的とする。

(3) 改正の内容

労働者協同組合及び労働者協同組合連合会の設立の趣旨や出資証券が非課税となっている他の協同組織法人等との関係を踏まえ、出資証券が非課税となる法人の範囲に労働者協同組合及び労働者協同組合連合会を加えることとされました（印令25十四）。

(4) 適用関係

上記の改正は、令和4年10月1日から施行されます（改正印令附則）。

2 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の延長

(1) 改正前の制度の概要等

平成9年度税制改正において、他の税制上の諸措置（住宅取得促進税制の見直し、登録免許税の特例措置の拡充等）と相まって、住宅・土地取引等の活性化を図るとともに、景気対策にも資するとの観点から、2年間の措置として、住宅・土地取引等に伴って作成される「不動産の譲渡に関する契約書」及び「建設工事の請負

に関する契約書」に係る印紙税の税率を軽減する措置が講じられました。平成11年度以降の税制改正においては、それぞれ2年間の延長措置が講じられました。

平成25年度税制改正において、住宅・土地取引の現状や消費税率の段階的な引上げが予定されていること等に鑑み、本措置の適用期限を5年延長し平成30年3月31日までの措置とした上で、建設業における重層的な下請構造の下での印紙税の課税状況等を踏まえ、平成26年4月1日以後に作成する契約書については、軽減割合及び対象範囲を拡充することとされました。

平成30年度税制改正及び令和2年度税制改正において、その適用期限がそれぞれ2年延長され、令和4年3月31日までの措置とされました（旧措法91）。

(2) 改正の内容

本措置については、住宅・土地取引の現状等を踏まえ、その適用期限を2年延長し、令和6年3月31日までの措置とすることとされました（措法91）。

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置

<p>(概要)</p> <p>平成26年4月1日から令和4年3月31日までの間に作成される不動産の譲渡に関する契約書又は請負に関する契約書（建設工事に係るものに限る。）に係る印紙税の税率については、一通につき以下のとおり軽減税率を適用する。</p>	<p>税目：印紙税 適用期限：令和4年3月31日 ⇒適用期限を令和6年3月31日まで2年延長</p>
--	--

○不動産の譲渡に関する契約書 〔契約書に記載された契約金額が10万円を超えるもの〕					○請負に関する契約書（建設工事に係るものに限る。） 〔契約書に記載された契約金額が100万円を超えるもの〕				
契約金額		軽減税率	本則税率	軽減割合	契約金額		軽減税率	本則税率	軽減割合
10万円超	50万円以下	200円	400円	50%	100万円超	200万円以下	200円	400円	50%
50万円超	100万円以下	500円	千円	50%	200万円超	300万円以下	500円	千円	50%
100万円超	500万円以下	千円	2千円	50%	300万円超	500万円以下	千円	2千円	50%
500万円超	1千万円以下	5千円	1万円	50%	500万円超	1千万円以下	5千円	1万円	50%
1千万円超	5千万円以下	1万円	2万円	50%	1千万円超	5千万円以下	1万円	2万円	50%
5千万円超	1億円以下	3万円	6万円	50%	5千万円超	1億円以下	3万円	6万円	50%
1億円超	5億円以下	6万円	10万円	40%	1億円超	5億円以下	6万円	10万円	40%
5億円超	10億円以下	16万円	20万円	20%	5億円超	10億円以下	16万円	20万円	20%
10億円超	50億円以下	32万円	40万円	20%	10億円超	50億円以下	32万円	40万円	20%
50億円超		48万円	60万円	20%	50億円超		48万円	60万円	20%

3 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要等

我が国においては、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、教育の機会均等の実現を図ることが、国や地方公共団体はもとより、国民全体に対して求められています（子どもの貧困対策の推進に関する法律3～5）。

(参考) 子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）（抄）

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、

子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第5条 国民は、国又は地方公共団体が実施する子どもの貧困対策に協力するよう努めなければならない。

このため、義務教育以降の後期中等教育及び高等教育段階においても、意欲と能力のある者が家庭の経済状況によって進学を断念することがないように支援をしていくことが重要となります。

このような観点を踏まえ、平成28年度税制改正において、それまでその事業に関し作成される消費貸借契約書について印紙税の非課税措置が講じられていた都道府県（都道府県に代わって奨学金事業を実施する公益社団法人及び公益財団法人を含みます。）及び独立行政法人日本学生支援機構が実施する奨学金事業に加え、教育の機会均等の補完的な役割を担う公益法人等

が実施する特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書についても印紙税の非課税対象とすることとされました。

具体的には、高等学校、大学等の生徒又は学生であって経済的理由により修学に困難がある者に対して文部科学大臣の確認を受けた無利息で行われる学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に作成されるものには、印紙税を課さないこととされました。

令和元年度税制改正において、本特例措置の必要性や適用実績等を踏まえ、その適用期限が3年延長され、令和4年3月31日までの措置とされました（旧措法91の3②）。

(2) 改正の内容

本特例措置については、引き続き、教育の機会均等の実現を図るため、その補完的な役割を担う公益法人等が実施する奨学金事業が重要であること等を踏まえ、その適用期限を3年延長し、令和7年3月31日までの措置とすることとされました（措法91の3②）。

4 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長

(1) 改正前の制度の概要

公的貸付機関等又は金融機関が特定事業者（新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者をいいます。以下同じです。）に対して新型コロナウイルス感染症等によりその経営に影響を受けたことを条件として他の金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で行う特別貸付けに係る消費貸借契約書のうち、特定日とし

て規定された令和3年1月31日までに作成されるものについては、印紙税を課さないこととされました。

令和3年1月31日の適用期限の到来に際しては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受ける事業者が多くあり、これを受け、多くの公的貸付機関等及び金融機関が引き続き特定事業者に対する特別貸付制度を存置していることを踏まえ、その適用期限が延長され、令和4年3月31日までの措置とされました（新型コロナ税特法11、旧新型コロナ税特令8、新型コロナ税特規6）。

(注1) 「公的貸付機関等」とは、地方公共団体、株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人福祉医療機構などをいいます（新型コロナ税特法11①、新型コロナ税特令8①、新型コロナ税特規6①）。

(注2) 「金融機関」とは、銀行、信用金庫、信用協同組合、労働金庫、信用金庫連合会、協同組合連合会、労働金庫連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫及び株式会社日本政策投資銀行をいいます（新型コロナ税特法11②、新型コロナ税特令8④）。

(2) 改正の内容

本措置については、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化を踏まえ、公的貸付機関等による新型コロナ特別貸付等が令和4年4月以降も継続されることに鑑み、その適用期限を1年延長し、令和5年3月31日までの措置とすることとされました（新型コロナ税特令8③）。

八 その他間接税等関係の改正

1 輸出免税手続における帳簿への記載方法の見直し

(1) 改正前の制度の概要

酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税又は石油石炭税（以下「酒税等」といいます。）は、原則として、酒類、製造たばこ、揮発油、課税石油ガス、原油、ガス状炭化水素又は石炭（以下「酒類等」といいます。）がその製造場等から移出され、又は保税地域から引き取られる時に納税義務が成立する移出時（引取時）課税制度を採用しています。これは、流通段階の直前である製造場等からの移出時に酒税等の納税義務を成立させることで、酒類等の製造者等が酒税等相当額を酒類等の価格に加えて販売することにより酒税等の転嫁を図り、これによって最終的にはその酒類等の消費者に負担を求めることを予定しているためです。したがって、課税物件である酒類等が、その製造場等で製造されたものであると否とを問わず、酒類等の製造場等から移出する場合には納税義務が成立する仕組みとされています。

他方で、酒税等の内国消費税においては、消費地課税の考え方から、国内において消費される課税物件に対して負担を求めることを予定していますので、酒類製造者等が輸出する目的で酒類等をその製造場等から移出する場合には、移出時課税の例外として輸出免税の制度を設け、輸出のため製造場等から移出される酒類等については酒税等を免除することとされています（酒法29①、た法14①、揮法15①、地揮法6①、石ガ法11①、石石法11①）。

輸出免税の制度により酒税等の免除の適用を受けるためには、製造場等から移出した日の属

する月分の納税申告書（期限内申告書に限りません。）に輸出免税の制度の適用を受けようとする酒類等の税率の適用区分及び当該区分ごとの数量等を記載するとともに、当該酒類等が輸出のため外国航路に就航する船舶等に積み込まれたことを輸出港の所轄税関長が証明した書類、当該事実を輸出の許可をした税関長が証明した書類又は当該酒類等が外国に陸揚げされたことを証明する書類等（以下「輸出証明書」といいます。）に基づいて酒類等の税率の適用区分、当該区分ごとの数量、輸出の年月日、仕向地、輸出港の所轄税関等を帳簿に記載する必要があります（酒法29②、酒令36①、た法14②、旧た令7①、揮法15②、揮令9①、石ガ法11②、石ガ令5①、石石法11②、石石令11①）。

(2) 改正の内容

輸出証明書に基づき帳簿に記載する際の当該輸出証明書について、例えばNACCS（貿易関連の行政手続きと民間業務をオンラインで行うシステム）を利用して税関長の輸出の許可を受ける場合などを想定し、当該輸出証明書に記載すべき事項を記録した電磁的記録に基づき帳簿に記載することを可能とすることとされました（酒令36③、た令7③、揮令9③、石ガ令5③、石石令11③）。

(3) 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後に酒類等の製造者等が輸出する目的でその製造場等から移出する酒類等に係る帳簿の記載について適用することとされています（改正酒令附則②、改正た令附則②、改正揮令附則②、改正石ガ令附則②、改正石石令附則②）。